

「稲城市環境美化市民運動」実施要領

第 52 回 稲城市環境美化市民運動

- 1 主 催 環境美化市民運動推進本部
- 2 共 催 稲城市
- 3 日 時 令和 8 年 6 月 28 日（日）午前 8 時頃から
※ 開始時間は、各自治会・管理組合によって異なる。
- 4 テーマ 『まちの美化は、あなたが主役』
- 5 目 的 歩道や水路敷き、公園など公共の場所を中心に、散乱ごみの収集や草刈等の清掃活動を行い、環境美化を推進する。
- 6 役 割
 - ① 美化運動推進本部
ア. 全体計画の掌握 イ. 美化運動に関する情報の周知
 - ② 美化運動推進本部員（各自治会長・管理組合理事長）
ア. 実施に関する地区の総括 イ. 推進本部との連絡調整
ウ. 地域住民への参加呼びかけ
 - ③ 稲城市
ア. 推進本部の事務局 イ. ごみの拠点回収・運搬・処分
ウ. 広域的な広報・P R（広報いなぎ 6 月 1 日号掲載）
エ. 消耗品等の提供

7 雨天時の対応 ※雨天中止。

- ・ 午前 6 時 3 0 分までに、推進本部として、実施・中止を判断する。
- ・ 中止と判断した場合、「市メール配信サービス」・「市ウェブサイト」を使って連絡を行う。

※「稲城市メール配信サービス」は事前に登録が必要です。市ウェブサイトアクセスして登録してください。なお、未登録の方でも、午前 7 時以降に市ウェブサイトアクセスし、“メール配信履歴”から確認ができますので、判断がつかない場合は、携帯電話やパソコンからアクセスしてください。

（なお、当日中止になった場合でも、ごみ収集体制は維持し、予定どおり市内全域で清掃車の巡回、収集作業を行います。）

8 ごみ分別と出し方

種類	出し方	出す場所
燃えるごみ	「半透明袋」に入れる。 (ビニール袋、紙ごみ、ペットボトル、吸い殻など)	各団体が指定したごみ集積場所 (目印として赤旗を立てること。)
燃えないごみ	「透明袋」に入れる。 (空き缶、空きびん、ゴム製品、硬いプラなど)	
草	「半透明袋」に入れる。 (収集に支障を来たすので、草刈り後、そのままの状態を集積しないでください。)	
剪定枝	「半透明袋」に入れるか、ひもで束ねる。 (ただし、長さ 80 cm 以下、太さ 10 cm 以下、1 束直径 30 cm 以内にする。こと。)	
ヘドロ・汚泥	「土のう袋」に入れる。 (一日乾燥させたあと回収するので、ビニール袋ではなく、必ず土のう袋に入れてください。)	
大型ごみ (処理困難物)	(公道に不法投棄されたもの) そのまま出す。 ×私有地(団地)内のごみ ×家庭ごみ	
有害物	「小ごみ袋(レジ袋)」に入れる。 (乾電池・ライター・スプレー缶・ガスボンベ・刃物等)	
放置自転車・ 放置バイク	<u>放置自転車・バイクの収集は、一切行いません。</u> ※公道上の対応について 実施後に、放置されている場所を集計し、後日、放置自転車対策の担当課(稲城市管理課)に引き継ぎます。 なお、事前に場所を把握されている団体は、なるべく実施前に稲城市管理課まで連絡すること。 ※私有地内(団地内)の対応について <u>私有地内(団地内など)に放置されていた自転車・バイクは、市では対応できません。</u> ☆ 発見した場合 ①地域内で所有者がいらないか確認する。 ②警察へ防犯登録番号やナンバープレートを伝え、所有者に連絡してもらう。 ③所有者不明のものは各団体の責任で処分する。	

9 ごみ集積場所

- ・各団体は、事前に自ら指定した場所を地図に落とし、事務局へ提出すること。
- ・ごみ集積場所には「赤旗」を立て、目印とすること。
 - ※当日、あらかじめ指定した場所以外にごみを集積した場合は、速やかに事務局まで連絡してください。
 - ※赤旗は、当日中にごみ収集業者が回収します。

10 ごみの収集

- ・収集業者は、午前9時頃からごみの収集を開始する。
- ・収集は計2回実施する。（2回目の収集は、収集漏れが無いかの確認と赤旗回収のために行います。）
 - ※ヘドロや汚泥は、水分を乾燥させてから収集するため、実施日翌日以降の収集にします。当日は収集しませんのでご注意ください。

11 消耗品

- ・事前にごみ袋や軍手等の消耗品を事務局から各団体へ配布する。
 - ※土日祝、夜間は事前相談。12時～13時は受け渡し不可。
- ・消耗品以外の清掃用具（カマ、スコップ、竹ぼうき等）については、各自治会・管理組合で用意をお願いします。

12 事前PRチラシ

- ・市で必要部数を印刷し、配布する。各団体は、必要部数を事務局まで連絡すること。

13 推進本部・市代表による市内巡回

- ・**当日、理事者が各地区を巡回します。**
 - ※時間、場所等は未定です。交通事情や時間の都合上、巡回できる団体は限られますのでご了承ください。

14 事故・怪我の対応について

- ・万が一清掃活動中に熱中症や蜂刺され、怪我などした場合、市本部までご連絡ください（TEL:042-378-2111）。
- ・市で加入している「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」内で対応します。（団体独自加入保険との併用可。）
 - ※保険内容は、治療費としての補償ではなく、見舞金としての補償内容となりますので、ご了承ください。
 - ※なお、集合場所へ向かう道中や帰宅する道中は、保険対象外ですのでご注意ください。

15 実施報告書の提出について

- ・実施後、各団体は、参加人数や参加 3 などをまとめた「実施報告書」を速やかに提出すること。

16 その他

- ・「帽子を被る」「小まめな水分補給」など、熱中症対策をお願いします。
- ・草刈りカマの使用や高所での枝切り作業、蜂の巣があるところには近付かないなど、怪我に十分気を付けてください。
- ・交通量の多いところは、危険ですので無理に清掃しないでください。
 - ※ 悪天候等により実施しない場合
 - ① 統一的な美化運動としては実施しない。
 - ② 団体独自で実施する場合は、事務局と日程等を調整する。

17 事務局（問い合わせ先）

事務局：稲城市役所 都市環境整備部 生活環境課

電話：042 - 378 - 2111（内線302・303・304）

対応時間：当日午前7時00分から午後3時00分頃まで

